

青森県認可外保育施設届出制実施要綱

1 目的

認可外保育施設（保育所と同様の業務を目的とする施設であって知事から認可を受けていないものをいう。以下同じ。）を効率的に把握するとともに、施設の情報を利用者に適正に伝え、利用者の適切な施設選択を担保することで、悪質な認可外保育施設の排除を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は青森県（以下「県」という。）とし、届出制に係る情報提供等は市町村の協力を得て実施するものとする。

3 届出の内容

認可外保育施設からの届出等について、次に掲げるものを総称して届出制という。

- (1) 設置届出
- (2) 変更届出
- (3) 休止・廃止届出
- (4) 毎年の定期報告
- (5) 事故等が生じた場合の報告
- (6) 長期滞在児がいる場合の報告
- (7) 利用者への契約内容の説明
- (8) 保育内容等の掲示
- (9) 保育内容等の利用者への書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付
- (10) 知事による情報提供

4 届出制対象施設

届出制対象施設は次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法第34条の15第2項による認可を受けていない、次に掲げる事業を実施している施設
 - ア 家庭的保育事業

家庭において必要な保育を受けることが困難である乳幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業

イ 小規模保育事業

保育を必要とする乳幼児について、乳幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）で保育を行う事業

ウ 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする乳幼児について、保育を必要とする乳幼児の居宅で家庭的保育者による保育を行う事業

エ 事業所内保育事業

保育を必要とする乳幼児について、事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて保育を実施する施設で保育を行う事業で、1日に保育する乳幼児が1人以上であるもの。

(2) 児童福祉法第35条第4項の認可を受けていない施設

(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない施設

5 届出制の実施

認可外保育施設からの届出は、以下のとおりとする。

(1) 設置届出

設置届出については、それぞれ設置から1ヶ月以内に「認可外保育施設設置届（様式1（居宅訪問型保育事業を実施する場合は様式1-2））」により県に報告するものとする。

(2) 変更届出

変更届出については、下記の事項に変更が生じたときから1ヶ月以内に「認可外保育施設事業内容等変更届（様式2）」により県に報告するものとする。

ア 施設の名称及び所在地

イ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地

ウ 建物その他の設備の規模及び構造

エ 施設の管理者の氏名及び住所

オ 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

(3) 休止・廃止届出

届出対象施設について、当該施設を廃止し、又は休止した場合は、その日から1ヶ月以内に「認可外保育施設〔休止・廃止〕届出書（様式3）」により県に報告するものとする。

（4）毎年の定期報告

認可外保育施設の管理者は、毎年度6月1日現在の施設の運営状況を6月30日までに、「認可外保育施設定期報告届（様式4（居宅訪問型保育事業を実施する場合は様式4-2））」により県に報告するものとする。

（5）事故等が発生した場合の報告

認可外保育施設の管理者は、当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒及び感染症（以下「食中毒等」という。）事案等の重大な事故等が発生した場合は、「教育・保育施設等事故報告様式（様式5（食中毒等事案にあつては様式5-2））」により、速やかに県に報告するものとする。

また、食中毒等事案にあつては、併せて所管の保健所に報告し、指示を求めること。

（6）長期滞在児がいる場合の報告

認可外保育施設の管理者は、当該施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合は、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等を「長期に滞在している児童について（報告）（様式6）」により、速やかに県に報告するものとする。

（7）利用者への契約内容の説明

認可外保育施設の設置者又は管理者は、利用者に対してサービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するものとする。

（8）保育内容等の掲示

認可外保育施設の設置者又は管理者は、利用者の見えやすい場所に次に掲げる保育サービスの内容等を掲示するものとする。

ア 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名

イ 建物その他の設備の規模及び構造

ウ 施設の名称及び所在地

エ 事業を開始した年月日

オ 開所している時間

カ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあつては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由

キ 入所定員

- ク 保育士その他職員の配置数又はその予定
- ケ 設置者及び職員に対する研修の受講状況（家庭的保育事業を目的とする施設、事業所内保育事業を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び居宅訪問型保育事業を目的とする施設に限る。）
- コ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- サ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- シ 緊急時等における対応方法
- ス 非常災害対策
- セ 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 保育内容等の利用者への書面等の交付

認可外保育施設の設置者又は管理者は、利用者に対し、次に掲げる事項を記載して、書面等を交付するものとする。

- ア 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- イ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ウ 施設の名称及び所在地
- エ 施設の管理者の氏名及び住所
- オ 当該利用者に対して提供するサービスの内容
- カ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- キ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ク 利用者から苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

(10) 知事による情報提供

知事は、各認可外保育施設の運営状況をまとめ、利用者への情報提供を図るものとする。情報提供の方法及び項目は次のとおりとする。

ア 情報提供の方法

- (ア) 青森県のホームページへの掲載
- (イ) 情報提供内容の市町村窓口への設置及び閲覧の依頼

イ 項目

- (ア) 施設の名称及び所在地
- (イ) 設置者及び管理者の氏名、住所
- (ウ) 設備の規模及び構造
- (エ) 事業開始年月日
- (オ) 開所時間
- (カ) サービス内容
- (キ) 入所定員

- (ク) 保育従事者数（保育士数）
- (ケ) 指導監督における指摘事項

6 届出の受理

(1) 設置届出の受理等

県は、認可外保育施設から設置届出又は変更、休止又は廃止の届出があった場合は、速やかに当該施設に対して「設置（変更・休止・廃止）届出受理通知（様式7）」を送付するとともに、所在地の市町村に速やかに通知するものとする。

(2) 届出の指導等

届出対象施設にもかかわらず、1ヶ月を経過しても届出がない場合、県は、「保育施設の設置に係る届出について（様式8）」により期限を付して届出を行うよう指導するものとする。この場合、期限が過ぎても届出がない場合は、非訟事件手続法に基づき、過料事件の手続を行うことができるものとする。

また、届け出た事項が虚偽の届出であることが判明した場合についても同様とする。

7 認可外保育施設届出台帳

県は、認可外保育施設から設置届の提出があった場合は、認可外保育施設届出受付簿（様式9）を整備し、認可外保育施設の運営状況の把握に努めるものとする。